

平成20年度

(病予防注射と登録のお知らせ

生後91日(3カ月)以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と年1回の狂犬病 予防注射が義務づけられています。次の日程(16・17ページ)で狂犬病予防注射と登録を行 いますので、都合のよい日に近くの実施場所に飼い犬を連れて来てください。

対象 生後91日以上の犬

■登 録・注射料

▷登録済の犬・・・3.000円(注射済票交付手数料を含む) ▶未登録の犬・・・登録料3,000円、注射料3,000円 ※登録は市役所または集合注射会場で受け付けします。

■こんなときは届け出が必要です

▷飼い犬が死亡したとき

▶住所や飼い主など、登録事項に変更があったとき

平成20年度狂犬病予防注射について、地方自治法施 行令第158条第2項に基づき次のとおり公表します。

○委託内容

狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務

○委託の相手方

青森市松原二丁目8番2号 社団法人 青森県獣医師会 山内 正孝

○委託期間

平成20年4月1日から21年3月31日まで

狂犬病とは・・・

狂犬病は、狂犬病ウイルスを保有する犬や猫、コウモリ などの野生動物にかまれたり、引っかかれたりしてできた 傷口からのウイルスの侵入や、極めてまれですが、濃厚ウ イルスによる気道粘膜感染によって発病する人獣共通感染 症です。

この病気は発病してからでは有効な治療方法がないため、 ほぼ100%死亡してしまう大変恐ろしい感染症です。一昨 年、海外で感染した日本人が36年ぶりに国内で発病しま したが、ワクチンで予防することができますので、ワクチ ン注射は狂犬病の予防対策には非常に有効です。

■ 犬フィラリア症を知っていますか?

犬フィラリア症とは、蚊が媒介する糸状の寄生虫が犬 の心臓や肺の血管に寄生して、さまざまな障害を引き起 こし、死に至ることもある病気です。この病気はあまり なじみがないため、知らないうちに感染している場合が あり、治療によっては愛犬に大きな負担がかかります。 予防薬の投与で感染を防ぐことができますので、詳しく は動物病院までお問い合わせください。

犬の放し飼いや散歩時のフン について、多くの苦情が寄せら れています。きちんと係留し、 散歩に行くときにはフンを持ち 帰りましょう。



猫の飼い方について

通常、猫は放し飼いされていますが、最近では猫の飼 い方についての苦情も寄せられており、中でも「庭がト イレ代わりに使われて困っている | というケースが多く、 付近の住民が迷惑しています。これらの苦情は飼い主の 努力で改善されることばかりです。このようなトラブル を防ぐためにも家の中で飼うよう心がけ、できるだけ外 へ出さないようにしましょう。家の中で飼うことで、猫 同士の接触による感染症も防ぐことができます。

動物が好きな人ばかりではありませんので、マナーを 守って住みよいまちづくりにご協力ください。

(問い合わせ先) 生活環境課 (☎235111 内線226)